

通 知 書

平成30年12月21日

渋谷区広尾4-1-22

日本赤十字社医療センター

神経内科 作田 学様

神奈川県横浜市青葉区すすき野

2-5-2-103

藤井敦子

師走の候、作田様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、現在私の夫である藤井将登は、貴殿が平成29年4月12日・同19日に診断書を作成した **A夫** ・

A妻 ・ **A娘** の3名により4500万円の請求訴訟を起こされています。提訴の理由は「健康であったが、藤井将登の副流煙を四六時中吸わされたことにより、受動喫煙症および化学物質過敏症になってしまった」という内容です。

しかしながら夫の喫煙量は1日1.4グラム（そのうち半量は外出時に吸われます）でしかなく、私と同居の娘も全く煙草を吸いません。近所からクレームが寄せられたことはなく、管理組合へも**A氏**以外からのクレームはありません。

ところが貴殿が作成された、**原告A妻**の診断書には、夫である藤井将登を指して、「タバコを四六時中吸う」という事実の摘示がなされています。この記述を訂正するように求めます。

何故貴殿は診断書を作成する際に私達の現況を確認せずにあのような踏み込んだ内容をお書きになったのですか。仮にご自身の禁煙活動に役立てようとされたのであれば、事実に基づかず行うことは許されません。

原告A夫の喫煙は、私を含め多くの地元の人が彼が外で喫煙しているのを目撃しています。ベランダでも喫煙されてきました。今年9月に近隣の方から目撃情報を裁判資料として提出してもらいました。そのことにより、10月になり**A夫**は初めて自分の喫煙を裁判にてお認めになりました。

それにもかかわらず、原告A夫の診断書には、「受動喫煙レベルⅢ」と明記されています。この診断結果についても訂正を求めます。

訴状では自分の喫煙には全く触れず、全ての被害は夫の喫煙によるものだ、という形で4500万円の請求がなされたのです。

貴殿の診断書では、A夫の喫煙については記載されておらず、家族3名の受動喫煙症も化学物質過敏症も夫の副流煙が原因とされています。常識的にこのようなことはあるのでしょうか。科学的に立証することも出来ずに、このような事を記載されたのでしょうか。

この裁判は、貴殿が作成された診断書を含めて、虚偽の事実を前提に提訴に至っています。訴権の濫用という観点からも大きな問題があります。

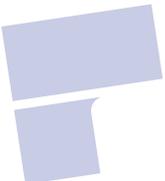
診断書を作成する際には、その内容については事実のみを記載するべきではないでしょうか。あいまいな事や医学的な根拠に基づかない事項についての記載は控えるべきではないでしょうか。

私の知人の医師も「AとBの因果関係が立証できない状況で『AによるB』と断定した診断書を作成することはできないと考える」との見解を仰っています。

また、**A娘** の陳述書（甲第34号証7頁）によりますと「10 その後、作田医師に診断書を作成していただくことになったのですが、このときの症状はどのようなものか」という質問に対し、「問9の答えと同じ症状です。私はとても診察を受ける体調とはならなかったもので、全てのデータを持って、両親に行ってもらったのです。」と、記録されていますが作田先生は診察をせずに診断書を交付したということでしょうか。だとすれば医師法第二十条に抵触するのではないのでしょうか。

以上、ご検討の上、裁判所に提出された診断書の訂正または撤回を求めます。もしも応じられない場合は、然るべき法的な措置を検討いたします。賢明なご判断を望みます。何卒よろしくお願いいたします。

以上

 pdfelement